

2006年1月24日

「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針の改正案」についての意見



日本バイオ産業人会議

世話人代表 歌田 勝



本実験指針は、生物多様性の環境影響、食品安全性、飼料安全性の全てについて問題ないとして承認された組換え作物も対象にしています。しかし、こうした組換え作物を規制することは、科学的、法的に合理性を欠き、極めて不適切であると考えます。従って、本実験指針は、いずれかの安全性が未承認の組換え作物の実験栽培を対象とすることが適切と考えます。

最近、組換え作物の栽培を指針、条例により規制する自治体が全国に広がりつつあり、これら自治体でも、生物多様性、食品、飼料の面から安全が承認された組換え作物も対象にしており、試験研究栽培のみならず、一般商業栽培にも同様の規制が及んでいます。本実験指針は、農林水産省所管の独立行政法人研究所が対象とされていますが、事実上、自治体及び民間が本実験指針の栽培条件を規制における基準として参考にしています。本実験指針が及ぼす影響も十分に認識、考慮いただきたいと考えます。

現在の合理性に欠ける基準が日本全体に波及しつつあり、実質的に組換え作物の栽培を国の関係機関以外では行えなくなりつつあることを危惧します。その結果、日本の科学技術の進歩が国際的に遅れをとると同時に、環境、食糧問題への対応が遅れることにつながり、国民利益の観点からも大きな影響を与えるものと考えます。

以上の基本的認識のもとに、以下の意見等を提出致しますので、宜しくご考慮頂きますようお願い致します。

1. 生物多様性、食品、飼料の面から安全が承認され一般商業栽培が可能な組換え作物をも対象とすることは、科学的、法的に合理性を欠き、不適切であると考えます。安全性が承認され一般商業栽培が可能な組換え作物は、一般作物と同様に通常の品種間における交雑防止措置で充分であると考えます。従って、本実験指針は、生物多様性、食品、飼料としてのいずれかの安全性が未承認の作物を実験栽培する場合を対象とすることが適切であると考えます。そして、生物多様性、食品、飼料の面から安全が承認され一般商業栽培が可能な組換え作物については、本実験指針の対象外である旨を明記するべきであると考えます。

2. 第5回本実験指針検討会 資料2(別紙)今後の「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」の見直しについて(案)において、<交雑防止措置設定の考え方>として、以下の記載があります。

② ア 食品安全性承認作物または飼料安全承認作物である場合は、周辺の同種栽培作物と「ほぼ交雑が生じない」と考えられる距離。

イ 食品安全性承認作物または飼料安全承認作物でない場合は、周辺の同種栽培作物と「交雑が生じない」と考えられる距離。

検討会ではこの考えの下に、食品安全性承認または飼料安全されたトウモロコシ、西洋ナタネの隔離距離を「ほぼ交雑が生じない」距離に定めているものと理解しています(第5回本実験指針検討会 資料1 交雑に関する新たな科学的知見 9、12頁 隔離距離の考え方)。また、イネ、ダイズの隔離距離は「交雑が生じない」距離に定められています(同 2、6頁)。これは、交雑防止措置設定の考え方によれば、安全承認されていない作物の場合のものであると判断されます。

食品安全性承認または飼料安全承認されたイネ、ダイズについては、現在対象となる組換え作物品種の有無に関係なく、隔離距離をそれぞれ「ほぼ交雑が生じない」10m、2m(同 2、6頁)と本実験指針に明記する必要があると考えます。

考え方や根拠以上の隔離距離を示すことは、合理性に欠けると共に、いたずらに不安を煽ることになると考えます。

3. 上記2. に記したように本指針では、「交雑が生じない」、「ほぼ交雑が生じない」と考えられる距離が隔離距離になっていると理解しています。この「交雑が生じない」、「ほぼ交雑が生じない」場合を交雑率・数値で定義・明記する必要があると考えます。交雑率が明らかにされないと、この度の組換えイネの議論のように、1度でも1粒でも交雑が確認されると交雑率0%を目指して隔離距離を伸ばすことが繰り返される可能性が考えられます。例えば、1%、0.1%、0.01%未満などと定義・明記するべきと考えます。単に「交雑が生じない」とした場合、一般に完全に0%と考えられ、誤解を招くと共に、各自治体などが本実験指針を参考にしていることを考えると、各地でモニタリング試験を行う場合などの試験規模や条件にも影響を及ぼすものと考えます。

〒104-0032

東京都中央区八丁堀2-26-9

TEL: 03-5541-2731 FAX: 03-5541-2737

以上